

第 8 1 回宇都宮市都市計画審議会議事録

令和 2 年 8 月 5 日（水）

午後 2 : 0 0 ~

宇都宮市役所 1 4 A 会議室

出席委員

1号委員

福田 沙弥香委員, 藤原 紀沙委員,
武井 貴志委員, 駒場 久委員,
大森 宣暁委員, 森岡 正行委員 (6名)

2号委員

菅野 大造委員, 矢古宇 芳一委員,
黒子 英明委員, 今井 恭男委員 (4名)

3号委員

津浦 好一委員, 柴 誠委員,
吉田 学委員 (3名)

(計 13名)

欠席委員

蟹江 教子委員, 里村 佳行委員 (2名)

幹事

篠田 治幹事(都市整備部長)
高橋 裕司幹事(都市整備部次長)
安納 正和幹事(地域政策室長)
早川 光夫幹事(環境政策課長)
岡田 剛博幹事(農業企画課長)
鈴木 智幹事(技術監理課長)
松本 朝行幹事(都市計画課長) (7名)

臨時幹事

直井 輝仁臨時幹事(東部区画整理事業課長) (1名)

事務局

上田 英夫書記, 安田 敬弘書記,
片庭 哲也書記 (3名)

上田書記

定刻となりましたので、審議会を始めさせていただきます。
進行を務めさせていただきます、都市計画課 課長補佐の上田でございます。

本日の審議会でございますが、新型コロナウイルスの感染予防策として、窓を開けて会場の換気を行うほか、会議時間の短縮に努めたいと考えておりますので、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(資料確認)

上田書記

まず、はじめに、本日の会議資料について確認させていただきます。

資料としては、事前にお送りしております、

- ・ 第81回宇都宮市都市計画審議会 次第
- ・ 宇都宮市都市計画審議会委員名簿
- ・ 議案第1号 宇都宮都市計画用途地域の変更
(宇都宮大学東南部第2土地区画整理事業区域)
- ・ 「とちぎの都市ビジョン」について

そして、本日机上配布させていただきました、
「とちぎの都市ビジョン」と記載された冊子でございます。

以上の資料となっております。

不足しているものがありましたら、お知らせください。
よろしいでしょうか。

(委員委嘱)

上田書記

それでは、会議に先立ちまして、都市計画審議会委員の改選により、新たに就任された委員がいらっしゃいますので、恐縮ではございますが、私からご紹介させていただきます。

お手元の「宇都宮市都市計画審議会委員名簿」をご覧ください。

このたび、新たに第1号委員として、
宇都宮農業委員会より、駒場久様、
そして、第2号委員として、宇都宮市議会より
菅野大造様、
矢古宇芳一様、
黒子英明様、
今井恭男様
が就任されました。

なお、本来であれば、ここで市長より委嘱状を交付させていただくところでございますが、公務の都合上、大変恐れ入りますが、あらかじめお手元に配布させていただいております。どうぞご容赦をいただきたいと思います。

(臨時幹事紹介)

上田補佐

続きまして、本日の審議にあたり臨時幹事が出席しておりますのでご紹介いたします。

東部区画整理事業課長

東部区画整理事業課長の直井です。

1. 開会

上田書記

それでは、只今から「第81回宇都宮市都市計画審議会」を開会いたします。

ここからの進行は、大森会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2. 挨拶

大森議長

みなさま、こんにちは。

会長を務めさせていただいております、宇都宮大学の長森でございます。

本日は、お忙しいところ、また、お暑い中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

第81回宇都宮市都市計画審議会を開催させていただきたいと思います。

本日は、審議事項1件と、報告事項がございます。慎重なご審議と、円滑な進行にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

(会議の成立)

大森議長

それでは、はじめに、本日の会議の成立について、事務局より報告をお願いします。

片庭書記

本日の会議でございますが、現在出席委員は13名でございます。これは、当審議会条例第6条でございます「審議会は委員の過半数をもって開催する」旨を満たしておりますので、会議の成立を報告いたします。

(会議の公開)

大森議長

続きまして、本日の会議の公開についてですが、本日の議案は、個人情報及び意思形成過程に関する情報を扱う案件ではないため、「公開」としてよろしいでしょうか。

各委員

異議なし

(傍聴者)

大森議長

ありがとうございます。

続きまして、本日の傍聴者について、事務局より報告をお願いいたします。

片庭書記

傍聴者はございません。

3. 会長職務代理者の指名

大森議長

それでは、会議次第に従い議事を進めてまいります。

まず、次第の「3. 会長職務代理者の指名」についてでございますが、当審議会条例第5条に「委員のうちから、会長があらかじめ指名する」旨、定められておりますことから、まことに僭越ながら、私から指名させていただきます。

本審議会は、本市の特徴を反映しながら適正で迅速な調査審議を行っていく必要があると考えます。

つきましては、市政全般に高い見識をお持ちでいらっしゃる、今井恭男委員に職務代理者をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

(議事録署名委員の指名)

大森議長

続きまして、当審議会条例の施行規則第3条に基づき、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、

藤原 紀沙委員と武井 貴志委員のお二人を指名したいと思います。よろしく願いいたします。

4. 議事

大森議長

それでは、議案に移らせていただきます。

本日の議案は1件となります。

議案第1号「宇都宮都市計画用途地域の変更」(宇都宮大学東南部第2土地区画整理事業区域)は、令和2年7月28日付、宮都第102号にて市長から諮問があったものでございます。

それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。

はい，議長。それでは「議案第1号」を説明させていただきます。お手元の議案第1号「宇都宮都市計画用途地域の変更 宇都宮大学東南部第2土地区画整理事業区域」をご覧ください。議案の説明手順でございますが，まず，資料の構成をご説明し，議案の詳細につきましては，説明資料で詳しく説明させていただきます。

まず議案を1枚おめくり下さい。こちらは，今回変更しようとする用途地域の「計画書」でございます。

次に2ページ目は，変更前と変更後を示した「新旧対照表」でございます。

次に3ページ目は，「変更理由書」になります。

続きまして4ページ目は，「総括図」となっており，次のページA3の資料が「計画図」でございます。

それでは，「用途地域の変更」の詳細につきまして，A3横の説明資料で説明させていただきます。

資料の左上をご覧ください。「1. 都市計画変更の趣旨」でございますが，宇都宮大学東南部第2土地区画整理事業による都市基盤整備の進展にあわせ，安全・安心で快適な居住環境の形成に資する土地利用を誘導するため，用途地域の変更を行うものでございます。

次に，「2. 土地利用の現況等」でございますが，当該区域は，JR宇都宮駅から南東へ約2kmに位置し，区域の北西には宇都宮大学峰キャンパスが隣接する区画整理の地区でございます。

現況の土地利用は，都市計画道路3の3の102宇都宮水戸線や市道981号線，久部街道356号線の沿道に商業，業務施設などが立地しておりますが，地区全体では一般住宅や共同住宅が多数立地している状況でございます。

一方で，市街化が進行しているものの，道路，公園などの都市基盤が不足しており，防災面からも都市基盤整備が課題となっておりますことから，隣接する，南側の宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業区域と一体で，土地区画整理事業を行いまして，都市計画道路3の3の105産業通りをはじめとする道路や公園などを計画的に整備することにより，安全・安心で快適な居住環境の形成に取り組んでいるものでございます。

次に，「3. 用途地域の変更の理由」でございますが，現在，本区域におきましては，これまでの土地利用の特性を踏まえた住居を主体とした用途地域を定めております。

そのような中、土地区画整理事業により都市基盤の進展により、土地利用の転換も図られるということから、安全・安心で快適な居住環境の形成に資する土地利用を誘導するため、当該区域の特性に応じた用途地域に変更するものでございます。

変更する用途地域につきましては、本市の道路ネットワークの骨格をなす都市計画道路3の3の105産業通りや都市計画道路3の3の102宇都宮水戸線、こちらの沿道におきましては、道路利用者や近隣住民の利用を想定した商業施設や業務施設などの立地による利便性の向上や経済活動の増進を図るため「第2種住居地域」を定めるものでございます。

それらの後背地におきましては、良好な住環境を保護しつつ、生活に必要な身近な利便施設などの立地による日常生活における一定の利便性を確保するため「第2種中高層住居専用地域」を定めるものでございます。

最後に、これまでの経過についてでございますが、宇都宮大学東南部第2土地区画整理事業区域の関係権利者へ、「宇都宮都市計画用途地域の変更」に関する資料を、令和2年4月下旬に送付し、都市計画の概要や都市計画手続きについて案内を行いました。

その後、都市計画素案等の周知につきましては、「広報うつのみや」や「市のホームページ」でお知らせし、都市計画法第16条に基づく、「都市計画素案の縦覧」を5月19日から2週間実施したところでございます。縦覧者や意見申出書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第17条に基づく「都市計画案の縦覧」を7月6日から2週間実施したところ、縦覧者、意見書の提出はございませんでした。

以上をもちまして、議案第1号「宇都宮都市計画用途地域の変更 宇都宮大学東南部第2土地区画整理事業区域」の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

大森議長

事務局からの説明が終わりました。それでは委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

森岡委員

土地区画整理事業区域内の用途変更になりますが、現在、施行中であり、どの段階で、用途地域の変更を都市計画審議会にかけるのでしょうか。

また、現在の宇大東南部第2土地区画整理事業の進捗状況について説明をいただければと思います。

都市計画課長

先ほどの一つ目の質問として、こういったタイミングで用途地域を変更するのかがございますが、土地区画整理事業については、事業によって規模や期間などが異なりますので、この時期に必ず行うというものではなく、事業の進展を見ながら行っております。そういった中で、当該区域に関しましては、都市基盤の骨格となるような計画道路が、一定整備されてきたこのタイミングで、用途地域の変更を行っている状況でございます。

東部区画整理事業課長

土地区画整理事業の進捗についてでございますが、宇大東南部第2土地区画整理事業につきましては、施工面積が約42ヘクタールございます。そのような中で、昨年度末での事業費ベースでの進捗率が約45パーセント。今年度末で50パーセントを超える見込みとなっております。

宇大東南部第2地区につきましては、住宅密集地ということもあり、建物を一つ一つ動かしながら工事を行っているため、非常に時間がかかっております。

そのような中でも、骨格となる道路である産業通りの整備を重点的に進めており、産業通りの用地確保率は9割を超えたところです。

現地を見ていただきますと分かると思いますが、建物もだいぶ無くなりまして、国道123号のほうから、道路が見通せるような状態になってきました。

開通の見通しとしましては、計画上は4車線道路でございますが、今年度、まずはそのうちの2車線で、暫定的に開通をしたいと考えております。

道路の沿道にも住宅が建築されており、先ほど都市計画課長から説明がありましたように、事業の進捗を見ながら、道路整備の目途がついてきたというところで、用途変更のタイミングと考えています。

森岡委員

分かりました。

大森議長

他にございますでしょうか。

こちらの対象地は、私もよく車で通りますけれども、道路もようやくできてきまして、今回用途地域変更ということで、

先ほど説明がありましたように、これまでよりも、商業施設、業務施設、生活に必要な施設を建てられるようになるという変更でございます。

では、議案の第1号については、原案どおり、異存なしとすることでご異議ございませんでしょうか。

各委員

異議なし

大森議長

ありがとうございます。それでは、議案第1号につきましては、原案どおり異存なしと答申することといたします。

5. 報告

大森議長

続きまして、5番の報告に移ります。本日は事務局より、令和元年7月に改訂されました「とちぎの都市ビジョン」について報告がございます。

それでは説明をお願いいたします。

安田書記

報告についてご説明させていただきます。案件は「とちぎの都市ビジョン」についてでございます。本編のほうは、本日机上のほうに肌色の冊子で配布させていただいております。

まず、本案件の趣旨でございますが、栃木県において、都市づくりの基本的な考え方や都市政策の展開の方向性を示す「とちぎの都市ビジョン」が令和元年7月に改訂されたことから、そのビジョンの考え方に基づき、今年度、都市計画の基本的な方向性を示す「都市計画区域マスタープラン」が策定される予定でございます。

今後、本審議会において「都市計画区域マスタープラン」が審議されますことから、その上位計画となります「とちぎの都市ビジョン」について報告するものでございます。

まず、1の「とちぎの都市ビジョン」とはについてご説明いたします。

「とちぎの都市ビジョン」は、人口減少・超高齢社会がもたらす課題に対応し、暮らしやすく持続可能な集約型の都市づくりを進めるため、21世紀中ごろを見据えた栃木県における都市づくりの基本的な考え方や都市政策の展開の方向性について示すものでございます。

次に、2の「改訂の趣旨」でございますが、都市のスポン

ジ化や既存集落におけるコミュニティの維持，頻発・激甚化する自然災害への対応など，より深刻化している問題や新たな課題に的確に対応するため令和元年7月に改訂を行ったものでございます。今説明しているのが，A4の「とちぎの都市ビジョン」について報告をさせていただきます。

次に，3の「改訂の内容」でございますが，平成26年7月に策定した「とちぎの都市ビジョン」の基本的な考え方を継承しつつ，ICTや自動運転等の新技術を活用したスマートシティの考え方などを新たに加え，栃木県が目指すべき都市構造を「とちぎのスマート＋コンパクトシティ」として，栃木県ならではの持続可能で賢いコンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりを推進するため，以下に示します5つの基本目標と3つの基本姿勢を掲げ戦略的に取り組んで行くこととしております。

詳細につきましては，別紙1でご説明いたします。A3版の「とちぎの都市ビジョン概要版」をご覧ください。

概要版につきましては，前回の「とちぎの都市ビジョン」からの変更箇所として，赤字が主な継続強化箇所，赤字下線が主な追加箇所を示しております。

章の構成と主な追加箇所をご説明いたします。資料の左側Ⅰには，都市が抱える現状と問題点等が記載されております。大きな項目としまして，「人口減少・超高齢社会への対応」，「災害への対応と地球環境との調和」，「とちぎの魅力や強みの有効活用」の3つに分類して整理しております。

今回の改訂で新たな問題等の主なものとしては，一番上のⅠの「(1) 都市機能の低下と市街地中心部の活力低下」の項目に記載しております，都市のスポンジ化や，「(4) 都市経営コストの増加」の項目に記載しております，都市の拡大等による物流体系の非効率化，その下の「2 災害への対応と地球環境との調和」に記載しております自然災害の頻発化・激甚化，さらに，一番下の「3 とちぎの魅力や強みの有効活用」に記載しております，インバウンド需要の拡大，などといったものが追記されております。

このような都市の現状や問題等から，この右側にⅡ都市づくりに向けて対応すべき課題と方向性を5つの項目に分けて整理し記載されております。

この中で新たに追記された「課題と方向性」の主なものとしては，一番上の「役割に応じた拠点づくりの強化」の項目に記載しております，中山間地域における「小さな拠点

づくり」や、その2つ下の枠内「都市経営の効率化」の項目に記載しております。健康まちづくりの推進、さらに、その下の「新技術の活用」の項目に記載しております。ICTや自動運転等の新技術の活用や、一番下の「とちぎの魅力や強みを活かした都市づくり」の項目に記載しております。市街地内農地の保全と活用などがございます。

こうした都市づくりの課題や方向性を踏まえまして、III目指すべき都市構造を「とちぎのスマート+コンパクトシティ」といたしまして、右上のイメージにありますように、必要な都市機能を集積した拠点地区を形成し、各拠点間を効率的な公共交通ネットワークで結ぶことで、国の施策でもあります、コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりを推進していくとともに、都市経営の効率化や新たな技術を導入したスマートシティの考え方を取り入れ、持続可能で賢い都市づくりを進めていくこととしております。

IV番、実現に向けた基本目標と基本姿勢につきましては、裏面をご覧ください。目標とする都市づくりの実現に向けまして、戦略的に取り組みを進めていくこととし、1番「誰もが暮らしやすくコンパクトな都市づくり」、2番「誰もが安全でスムーズに移動できる都市づくり」、3番「持続可能で効率的な都市づくり」、4番「新技術を活用した環境にもやさしいスマートな都市づくり」、5番「とちぎの魅力や強みを活かした都市づくり」といった5つの基本目標と、さらにその中に18の具体的な戦略を掲げております。

なお、それぞれの基本目標に記載した具体的な戦略の内容につきましては、省略させていただきます。

概要版の説明は以上となります。

本編資料にお戻りください。

最後に、参考となりますが、栃木県において今年度末に策定を予定しております「都市計画区域マスタープラン」についてご報告いたします。

「都市計画区域マスタープラン」は、先ほど概要版で説明いたしました「とちぎの都市ビジョン」の考え方を基本に、概ね20年後を展望した都市計画ごとの都市の将来像や都市計画の基本的な方向性を示すものでございます。

策定に係るスケジュールについてでございますが、今後、本市において令和2年12月頃に法17条に基づく縦覧を行い、令和3年1月に本審議会でご審議いただく予定です。その結果を栃木県に報告し、2月に栃木県都市計画審議会に諮

った後，3月に栃木県において都市計画決定する予定でございます。

以上で「とちぎの都市ビジョン」についての報告を終わります。

大森議長

事務局からの説明が終わりました。それでは，委員の皆様から何かご質問などございますでしょうか。

森岡委員

初めて見た計画なので，簡単に説明してもらいたいのですが，Ⅲの改定の内容で，栃木県ならではの持続可能で賢いコンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりを推進と記載がありますが，「賢い」をいれた理由について，この計画の中で何が「賢い」のか，簡単に教えていただければと思います。

また，参考の都市計画区域マスタープランの策定スケジュールについて，令和3年1月に本審議会で審議すると説明にありましたが，この一回だけ審議会にかけるのか，それとも事前に状況説明の報告があつて，1月の都計審に繋がるのか，そこをお聞きします。

安田書記

まず「賢い」の表記であります，「とちぎの都市ビジョン」の「スマート」という言葉は，新技術の活用やICTの活用を表しており，「スマート」を「賢い」と言い換えて盛り込まれています。このビジョンを踏まえ，市の都市計画マスタープランについても，新技術やICTを活用などのフレーズを反映しています。

また，今後の都市計画区域マスタープランの都市計画決定についての流れでございますが，本日基本となります「とちぎの都市ビジョン」についてご報告させていただき，今後は，一般の方々に広く案を見ていただく縦覧を踏まえ，次の1月の審議会でご審議いただくという流れでございます。

都市計画課長

基本的にはこの審議会の方でご説明させていただいて，市の審議会としてご意見を伺います。内容は盛り沢山になりますので，ポイント等をしっかり表記させていただいて，議論が十分尽くせるように，資料のほうは工夫して臨みたいと思いますので，よろしくお願ひします。

大森議長

私も県の「とちぎの都市ビジョン」の策定の委員会と、都市計画区域マスタープランの策定にも関わっていますが、6月頃に宇都宮都市計画区域マスタープランの縦覧があり、県民の方から何件かご意見はいただいたところでございます。他に何かございますでしょうか。

武井委員

都市ビジョンに直接関係があるかどうかというところですが、この都市ビジョンや市で行っているネットワーク型コンパクトシティの取組がよくこの審議会でも出てきますが、今日も先ほど宇大の土地区画整理事業で、産業道路などの新しい道路が整備されているということも審議されていますが、これまでも、いちよう通りや平成通りなど新しい道路が数多く整備されています。

しかし、その新しい道路に、バスがほとんど通っていないですね。重要な道路として整備されるならば、そこに路線バスが走るということが、都市のあるべき姿ではないかと思えますけれども、一部バスが通っているのかもしれませんが、いつまで経ってもバス路線として通っていないと感じています。道路を整備するという都市全体のデザインと同時に、公共交通をそれに即して、どうデザインしていくのか、そして、それは実際の民間の事業者とどうリンクしているのかを、この場で聞いてみたいのです。

都市計画課長

委員がおっしゃるように、都市計画道路については、全体の網として、既に都市計画決定されているものを、基本的には、順次整備をしていきます。

一方で、公共交通のデザインと言いますか、全体像に関して、現在の取り組みということでの切り口をご説明させていただきます。現在、東西の基幹公共交通の軸といたしまして、L R Tの整備をさせていただいているところでございまして、L R Tの整備と併せて、バスの再編計画を検討しているところでございます。

東側につきましては、現在L R Tを整備しておりまして、公共交通の再編というところで、L R Tと併せてバス全体がどうあるべきかを、事業者と一定の枠組みを示したものと合わせて、具体的にどういうルートにするのか本数をどうするのかなどを調整しているところでございます。

また、西側につきましても、当然L R Tをどこまで延伸していくのかというところがございしますので、併せて大通りや

いちよう通りなどを通るバスをどう配分していくのかも、これから検討していくところでございます。

武井委員

先ほどの「とちぎの都市ビジョン」の中に、公共交通の衰退という部分もありましたので、宇都宮市としても同時に考えていかないと、これは本当に片手落ちになるし、交通弱者も増えていくわけですから、宇都宮市の行政を見ているとその辺りが非常に弱いなど常々思っていますので、色々な方法でお願いしたいと思います。

都市整備部
次長

補足ですが、いくら拠点を整備しても、拠点にいかにも市民がアクセスするかということなどの問題が出てきます。

市としては、先ほど都市計画課長から、基幹公共交通軸と併せて、バスとの連携やバス再編などを検討しておりますと説明がありましたが、宇都宮市全域では、公共交通が不便な地域というのを抱えております。やはりそこに住んでいる方のために、事業者の需要に応じて、階層性のあるような公共交通を再編していく必要があると考えており、郊外部については、デマンドタクシーなどの地域内交通を、需要が多い場所については、路線バスを、軸になるような場所については、LRTや鉄道など、そのような形で階層性のある公共交通ネットワークを拠点の形成と連携して、市民がどこでも移動しやすいようなまちづくりを、進めていくという考え方がベースにあります。

バス事業者は民営ですから、市の交通政策課が民間事業者とお話し合いを進めながら、バス網の充実や再編などの検討については、進めていくということでございます。

武井委員

ありがとうございます。

大森議長

武井委員がおっしゃるとおりで、道路は自動車だけのために作っているものではありませんので、自転車や歩行者、バスなどの公共交通のためのものでもありますので、公共交通のネットワークはもちろん重要だと思います。

はい。他にございますでしょうか。

私から1点だけ補足ですけれども、「とちぎの都市ビジョン」は、2019年の7月に策定されたものでありまして、新型コロナウイルスが蔓延する前の状況でございますが、ここ数か月で、いわゆるオンラインの活動などが一気に普及し、

これまで以上にICTというものが非常に重要になってきます。スマートシティの考え方が前からありましたけれども、ますます重要になってくるかなと感じています。

大森議長

それでは、議題のほうは以上となりますが、本日、机上に配布されましたLRT事業と沿線まちづくり資料については、説明がございますでしょうか。

片庭書記

説明は時間の都合上割愛させていただきますが、こちらの資料につきましては、都市計画審議会におきましてご審議いただく予定の案件に関わる内容でございますので、後ほどご覧いただければと思います。

大森議長

はい。分かりました。それでは、議題は以上とさせていただきますたいと思います。円滑なご進行にご協力いただきまして、ありがとうございます。

それでは、事務局のほうにお返しいたします。

上田書記

ありがとうございました。それでは以上をもちまして、第81回宇都宮市都市計画審議会を閉会いたします。ご審議ありがとうございました。